

## ○鳩山町移動支援事業実施要綱

(平成 18 年 10 月 1 日告示第 78 号)

改正 平成 22 年 3 月 16 日告示第 47 号 平成 24 年 3 月 30 日告示第 36 号  
平成 25 年 3 月 22 日告示第 14 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者・児(以下「障害者等」という。)について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、鳩山町(以下「町」という。)とする。

(事業の内容)

第 3 条 この事業の内容は別表のとおり、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するもの(以下「移動支援」という。)とする。ただし、同様の支援が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 6 項に規定する訪問介護において利用できる場合は、同サービスを優先する。また、宿泊を伴う外出においては、初日及び最終日以外について 1 日あたり 8 時間を上限とする。

(事業者)

第 4 条 この事業を実施する事業者は、原則として法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第 30 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当事業者で、居宅介護を行う事業者とする。

(事業者登録)

第 5 条 この事業を実施する事業者は、事前に町に登録するものとする。

2 事業者の登録をしようとする者(以下「登録申請者」という。)は、鳩山町移動支援事業事業者登録申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者の指定通知書の写し又は基準該当登録通知書の写し
- (2) 職員の有する資格等の記載のある職員名簿
- (3) 傷害保険加入証書の写し
- (4) その他参考となる書類

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否を決定し、鳩山町移動支援事業事業者登録決定・却下通知書(様式第2号)により登録申請者に通知するものとする。

(サービス提供者)

第6条 サービス提供者は、前条第3項の規定により登録した事業者(以下「登録事業者」という。)に勤務する従業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 介護職員基礎研修の修了者
- (3) 居宅介護従業者養成研修1級、2級若しくは3級課程修了者
- (4) 訪問介護員養成研修1級、2級若しくは3級課程修了者
- (5) 行動援護従業者養成研修の修了者(知的障害者外出介護従業者養成研修課程の修了者を含む)
- (6) 重度訪問介護従業者養成研修の修了者(日常生活支援従業者養成研修課程修了者を含む)
- (7) 平成18年9月30日までの間に視覚障害者外出介護従業者研修課程を修了した者
- (8) 平成18年9月30日までの間に全身性障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者

(利用対象者)

第7条 登録事業者を利用できる者(以下「利用対象者」という。)は、町内に住所を有し、次の各号のいずれかに掲げる者であって、町長が外出時に支援が必要と認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害者(児)、全身性障害者(児)及びこれに準ずる者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者
- (4) 医師により発達に障害があると診断された者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれに準ずる者

(利用手続)

- 第 8 条 この事業を利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、鳩山町移動支援事業利用者登録申請書(様式第 3 号)を町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、鳩山町移動支援事業利用者登録決定・却下通知書(様式第 4 号)により利用申請者に通知するものとする。
  - 3 町長は、前項の規定により登録した者に対し、鳩山町移動支援事業利用者登録証(様式第 5 号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。
  - 4 前項の登録証の有効期限は、登録を受けた日の属する月から 1 年とする。ただし、障害福祉サービスのうち訪問系サービス及び児童デイサービスの支給を受けている者については、その有効期限とする。
  - 5 登録証の交付を受けた者(以下「登録利用者」という。)又はその保護者は登録事業者を利用の申込みをするときは、登録事業者に登録証を提示し、直接依頼するものとする。

(利用料)

- 第 9 条 登録利用者又はその保護者(以下「登録利用者等」という。)は、利用料として、鳩山町移動支援事業補助金交付要綱第 4 条に規定する利用時間に応じた単価の 1 割の額(以下「利用者負担額」という。)を登録事業者に支払うものとする。なお、2 人介護決定者に対し、2 人でサービスを提供した場合は、それぞれについて同様の金額を支払う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第 29 条第 4 項に規定する政令に定める額を利用者負担額の上限月額とする。
  - 3 鳩山町移動支援事業については、社会福祉法人減免を適用しない。

(登録事業者の遵守事項)

- 第 10 条 登録事業者は、登録利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業者ごとに従業員の勤務体制を定めておかなければならない。
- 2 登録事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
  - 3 登録事業者は、その負担において、サービス提供を受ける登録利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。
  - 4 登録事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び登録利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 5 登録事業者は、登録利用者等に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。
- 6 登録事業者は、登録利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。
- 7 登録事業者は、従業者、会計、登録利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日から5年間保管しなければならない。
- 8 登録事業者及び従業者は、その事業の提供により知り得た個人の情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、登録利用者等の承諾があった場合は、この限りではない。

(事業者登録の取消し等)

第11条 町長は、登録事業者が前条に規定する遵守事項に適合しないと認められるに至ったときは、それらの者に対して基準に適合するための措置をとるべき旨を命ずる。また、必要に応じ指導を行い、又は登録の取消しを行う。  
(登録事業者の届出義務)

第12条 登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに変更届出書(様式第6号)、廃止・休止・再開届出書(様式第7号)を町長に届け出なければならない。  
(登録利用者の遵守事項)

第13条 登録利用者等は、登録証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。  
(登録利用者の届出義務)

第14条 登録利用者等は、次に掲げる事項に該当するときは、鳩山町移動支援事業利用者登録変更・中止届(様式第8号)により町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

2 登録利用者等は、登録証を棄損し、又は紛失したときは、直ちに鳩山町移動支援事業利用者登録証再交付申請書(様式第9号)を町長に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。  
(利用の取消し)

第15条 町長は、登録利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第2項の規定による利用者登録の決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の利用対象者でなくなった場合
  - (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
  - (3) その他町長が利用を不相当と認めた場合
- (費用の支弁)

第 16 条 町長は、この要綱に定める登録事業者に対し、別に定めるところにより、事業の実施に要する経費を支弁することができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 16 日告示第 47 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 36 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日告示第 14 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

項目	内容	
1 移動の種類	1) 社会生活上必要不可欠な移動	ア 権利・義務に関する相談・手続き イ 学校行事への参加、PTA 活動など ウ 家計の維持、財産の保全に係る手続きなど エ 日常生活上必要な買い物など オ 理容、美容、着付けなど カ 住居の取得・賃貸者・維持管理・補修などに係る契約・相談など キ 官公庁や金融機関への外出 ク 公的行事への参加 ケ その他前各号に準ずる移動支援
	2) 社会参加のための移動	ア 各種行事・研修会 イ 冠婚葬祭 ウ 余暇・スポーツ・文化活動への参加 エ 初詣・墓参りなど社会的習慣 オ ボランティア活動など

		<p>カ 通学のための一時的な利用(緊急、やむを得ない場合)</p> <p>キ 通所のための一時的な利用(緊急、やむを得ない場合)</p> <p>ク 外食</p> <p>ケ レジャー・レクリエーション・旅行(宿泊先での移動)・スポーツ観戦</p> <p>コ 映画鑑賞・観劇等</p> <p>サ その他前各号に準ずる移動支援</p>
	3) 対象としない移動支援	<p>ア 通学・通勤・営業活動に伴う移動支援</p> <p>イ 病院への通院等(身体介護や乗降介助(介護保険制度を含む)等)を利用できない場合を除く)</p> <p>ウ 介助者自ら運転する介護輸送(無償・有償は問わない)</p> <p>エ ギャンブル・飲酒を目的とした移動支援</p> <p>オ 宗教・政治的活動・特定の利益を目的とする団体活動に伴う移動支援</p> <p>カ その他、経済的活動、通年かつ長期にわたる移動支援、社会通念上この制度を利用することが適当でないと認められる移動支援</p> <p>キ 保護者等による育児・養育が適当であると考えられる場合の障害児に対する支援</p> <p>ク その他前各号に準ずる移動支援</p>
2 付随した行為	1) 情報の伝達	<p>ア 視覚障害児・者に対しては、墨字の読み取り・代筆などを行う。</p> <p>イ 全身性障害児・者に対しては、メモ・聞き取り・伝言などを行う。</p> <p>ウ 知的障害児・者には、行き先の指示・案内などを行う。</p>
	2) 代行行為	<p>ア 金銭の授受及び権利義務に関する行為を本人の指示どおり代行するが、その際は、第三者のいるところで本人の確認を受けることとする。</p> <p>イ その他の代行行為は、特に依頼された場合に行う。</p>
	3) 身体介助	<p>ア 移動介護中において発生する食事・着脱衣・排泄など、身体介護を必要とする場合に行う。</p>
	4) 利用者が行う活動への支援	<p>ア 講演会、スポーツ観戦や映画鑑賞など移動先での介助を含めた支援を行う。ただし、資格・習熟・準備を要する活動、危険を伴う活動などを除く。</p>

様式第1号(第5条関係)

鳩山町移動支援事業事業者登録申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

鳩山町移動支援事業事業者登録決定・却下通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

鳩山町移動支援事業利用者登録申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

鳩山町移動支援事業利用決定・却下通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

鳩山町移動支援事業利用者登録証

[別紙参照]

様式第 6 号(第 12 条関係)

変更届出書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 12 条関係)

廃止・休止・再開届出書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 14 条関係)

鳩山町移動支援事業利用者登録変更・中止届

[別紙参照]

様式第 9 号(第 14 条関係)

移動支援事業利用者登録証再交付申請書

[別紙参照]